

宇部市低入札価格調査判断基準

平成14年	11月	27日	決定
平成16年	1月	22日	一部改正
平成17年	1月	13日	全部改正
平成19年	4月	27日	一部改正
平成20年	4月	14日	一部改正
平成21年	8月	1日	一部改正
平成22年	7月	1日	一部改正
平成23年	12月	1日	一部改正
平成24年	4月	17日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成26年	5月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正

宇部市低入札価格調査実施要領の7に基づく判断基準を次のとおり定める。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

2 数値的判断基準

(1) 見積内訳書の審査基準

- ① 数量は、仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- ② 材料・製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。
- ③ 建設廃棄物は、適正な処理費用が計上されていること。
- ④ 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は、設計金額の80%以上であること。
- ⑤ 各工種金額（中項目）は、設計金額の50%以上であること。
- ⑥ 共通仮設費積上分は、設計金額の50%以上であること。
- ⑦ 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- ⑧ 管理費（現場管理費＋一般管理費）は、設計金額の45%以上であること。
- ⑨ 工事価格と入札金額は同一であること。また値引き等による調整、違算がないこと。

(2) 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格×0.98（小数点以下切捨て）とし、入札価格がこの額以上であること。

3 落札・不落札の判断

1及び2を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。すべての基準を満たすこと。

ただし、機械設備・電気設備工事（工種）については、2(1)のうち④から⑧までは適用しない。

解体工事（工種）については、2(1)のうち④から⑧まで及び2(2)は適用しない。